

◎佐賀県条例第28号

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例

佐賀県営住宅条例（平成9年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額<u>に年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(住宅の明渡し請求)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額<u>に法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。